畜 産 第 1 6 9 4 号 平成 3 0 年 1 月 1 0 日

関 係 各 位

北海道農政部生産振興局
畜産振興課家畜衛生担当課長

豚流行性下痢に係る防疫措置の再徹底の継続について

平素より、家畜伝染性疾病防疫に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、皆様の御協力をいただき、今年度、北海道において豚流行性下痢(PED)の発生は見られず、また全国的にも発生件数は年々減少する傾向にあります。

しかしながら、平成29年12月以降、複数県でのPEDの発生が確認されて おり、今後の感染拡大が懸念されることから継続した防疫措置の再徹底につ いて農林水産省消費・安全局動物衛生課から別添のとおり通知がありました。

つきましては、本病の発生防止のため、関係者への周知、指導について御協力をお願いします。

なお、別記関係機関宛てに別途通知しておりますので申し添えます。

連絡先

畜産振興課家畜衛生グループ主査(防疫)

電話:011-204-5441(ダイヤルイン)

E-mail: hiramatsu. miyuko@pref. hokkaido. lg. jp

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費·安全局動物衛生課家畜防疫対策室長

豚流行性下痢に係る防疫措置の再徹底の継続について

平素より家畜衛生行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

豚流行性下痢については、「豚流行性下痢 (PED) 防疫マニュアル」(平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知。以下「マニュアル」という。)に沿った防疫措置について、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。また、本年11月には、「豚流行性下痢に係る早期通報及び防疫措置の再徹底について」(平成29年11月29日付け消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡)により、防疫措置の再徹底をお願いしているところです。

本病は、例年、気温の低下する冬季に発生が増加する傾向にあります。今シーズンについては、過去に発生がない農場で発生する傾向にあり、また、12月に入ってからも複数の県で発生が確認されており、今後、全国的な拡大が懸念されることから、防疫措置に関する意識の低下による発生を防止するため、引き続き下記に留意し、防疫措置の再徹底を継続されるよう、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導をお願いします。

記

1 飼養衛生管理の徹底

日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル4 (1)の対策について、改めて指導すること。先の飼養衛生管理基準の見直しにおいて新たに基準として追加された死体の適切な保管・運搬についても改めて指導すること。

2 ワクチン接種の徹底

本病の発生被害の低減を目的として、平時から継続的にワクチンを使用することが望ましいことから、豚の飼養者に対して、マニュアル7(2)の対策について十分説明するとともに、改めて積極的なワクチン接種を促すこと。

3 早期通報の徹底

本病のまん延防止対策としては、早期通報が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル3(1)の対策について、改めて指導すること。

4 畜産関連施設での防疫措置の徹底

マニュアル4 (3) ②に記載された畜産関係施設における対策について、実効性のある防疫措置が講じられるよう、衛生部局等の関係者とも協力し、畜産関係施設における、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善を指導すること。

豚流行性下痢(PED)の発生状況 平成29年シーズン(H29.9.1-H30.8.31)

平成30年1月5日現在

| | | | | | | | | 十八八十八八八八八 |
|------------|-------------|---------|-----------|--------|-------------|--------|--------|-------------|
| 発生 都道府県 | 初発事例確認日 | 累計発生農場数 | 発生 農場数 | 非発生農場数 | 非発生 農場割合 | 累計発症頭数 | 累計死亡頭数 | 頭数の最終確認日 |
| 愛知県 | 平成29年09月27日 | 1 | 1 | 0 | 0% | 2 | 0 | 平成29年09月27日 |
| 茨城県 | 平成29年11月13日 | 4 | 4 | 0 | 0% | 1,256 | 7 | 平成29年12月28日 |
| 千葉県 | 平成29年11月17日 | 1 | 1 | 0 | 0% | 170 | 30 | 平成29年11月17日 |
| 群馬県 | 平成29年12月13日 | 1 | 1 | 0 | 0% | 300 | 0 | 平成29年12月13日 |
| 熊本県 | 平成29年12月30日 | 1 | 1 | 0 | 0% | 217 | 0 | 平成29年12月30日 |
| 宮崎県 | 平成29年12月30日 | 1 | 1 | 0 | 0% | 70 | 0 | 平成29年12月30日 |
| | 6 県 | 9 | 9 | 0 | 0% | 2,015 | 37 | |

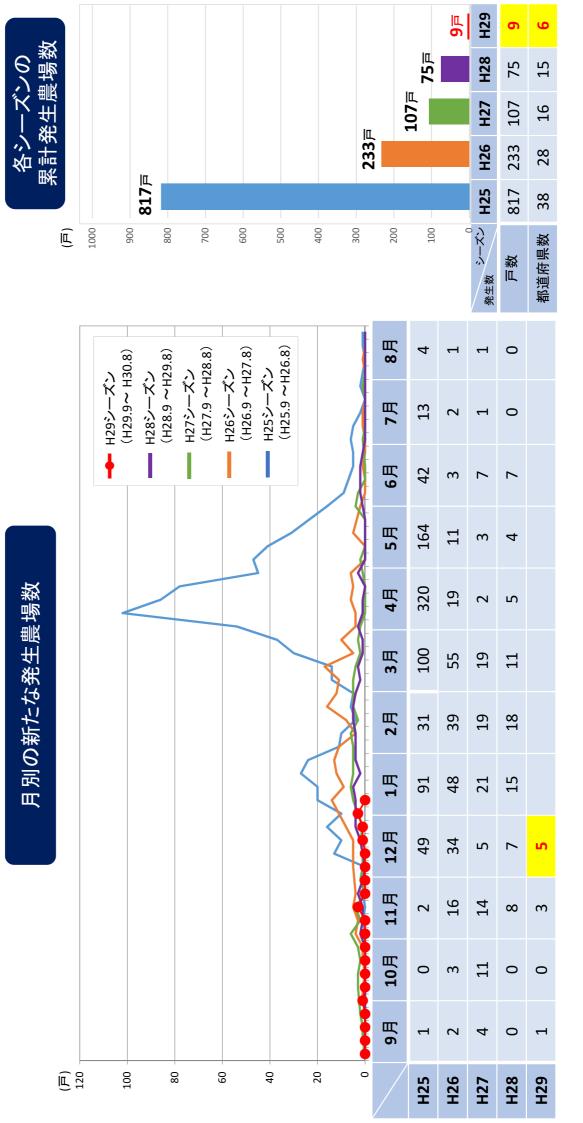
都道府県の取りまとめによる累計数。

^{・「}非発生農場」とは、原則としてPED防疫マニュアル(平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知)の4(5)の規定に基づき、 農場内全体で症状がみられなくなったことを家畜防疫員が臨床検査により判断した時点から、

①症状が新たに確認されないまま8週間が経過した農場

②症状が新たに確認されないまま4週間が経過し、かつ、PCR検査で陰性を確認した農場をいう。

豚流行性下痢(PED)のシーズン毎の発生農場数の推移



豚流行性下痢 (PED) 防疫マニュアル (抜粋)

平 成 2 6 年 1 0 月 2 4 日 農林水産省消費・安全局

3. 本病を疑う家畜(所見)発見時の対応

(1) 家畜の所有者等の対応

本病の主な症状は元気消失、食欲不振、嘔吐及び水様性下痢であるが、感染豚の日齢等により様々な症状を示す。このため、臨床症状のみで本病と判断することは困難であり、家畜保健衛生所等の専門機関による詳細な病性鑑定を行い、伝染性胃腸炎(TGE)、豚ロタウイルス病、大腸菌性下痢、サルモネラ症等の症状が類似する他の疾病との類症鑑別が不可欠である。

そこで、家畜の所有者は、農場内で次に示す症状のいずれかの場合に該当する家畜(所見)を発見した場合には、直ちに獣医師又は管轄の家畜保健衛生所に通報し、指導を受ける。ただし、症状の原因が伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合はこの限りではない。なお、家畜保健衛生所への通報が遅れ、感染が拡大した場合は、家畜伝染病予防法第12条の3(飼養衛生管理基準)などに違反し、同法に基づく指導の対象となる。

- ① 複数(周辺農場で本病が発生している場合には1頭)の繁殖母豚が分娩 した哺乳豚のうち、半数以上が水様性下痢、嘔吐又は死亡を呈した場合
- ② 同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、1頭以上が水様性下痢若しくは 嘔吐を呈し又は死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の繁殖母豚が分 娩した哺乳豚に同一症状が拡大した場合
- ③ 同一飼養区画内で複数の繁殖豚又は肥育豚(離乳豚も含む)が、食欲不振、下痢(軟便から水様性)又は嘔吐を呈した場合

家畜の所有者は、上記のいずれかの症状を確認した場合には、発症豚の出荷・移動を行わないようにするとともに、獣医師又は家畜保健衛生所の指導に従い、発症豚群と他の豚群とを可能な限り隔離し、それぞれの豚群の作業者を専従とし又は作業順を調整すること、資機材を共用せず又は洗浄・消毒して使用すること等、本病を想定した暫定的な防疫措置を講じる。

また、上記のいずれの症状にも該当しない場合であっても、通常と異なる下痢、嘔吐、食欲不振、死亡等の症状が確認された場合には、家畜の所有者は、 獣医師又は家畜保健衛生所へ迅速に通報する。 家畜の所有者は、病性鑑定の結果、本病と診断された場合は、発症豚群の隔離を継続し、後述の4に示す防疫措置を講じる。

獣医師は、家畜の所有者から上記の症状を呈する家畜を発見した旨の連絡を受けた場合又は上記の症状を呈する家畜を発見した場合には、家畜の所有者に対し、当該症状を呈する家畜の移動自粛の指導、診療、農場内の感染拡大防止対策の指導等を実施するとともに、本病と診断した場合又は本病が疑われる場合は、管轄の家畜保健衛生所に通報する。なお、本病が疑われる豚を診療した獣医師は、同日、他の養豚農場へ立ち入らないようにする。やむを得ず立ち入る際は、車両の消毒や衣服の交換を実施するなど、感染拡大防止に努める。

4. 防疫措置

以下の各段階における対策が円滑に実施されるよう、農林水産省の方針に基づき、都道府県は現場での指導を行い、市町村及び自衛防疫団体等の関係機関はこれに協力する。

(1) 農場への侵入防止対策

本病は主として糞便中に排出されたウイルスが直接的又は間接的に経口感染することで伝播し、病原体の農場への侵入は、感染豚の導入、感染豚の糞便に汚染された人、車両及び物品の持ち込み等によって起こると考えられている。

このため、飼養衛生管理基準の遵守を徹底することが農場への侵入防止対策 として重要であることに留意し、家畜の所有者等は以下の対策を実施する。な お、これらの侵入防止対策は、本病の発生の有無にかかわらず、他疾病も含め た病原体侵入防止対策として、通常時から実施する。

① 農場における対策

家畜の所有者は、飼養衛生管理基準に基づき、設定された衛生管理区域 内に必要のない者を立ち入らせないようにするとともに、農場や畜舎の出 入口での消毒、衣服の更衣、長靴の履き替え、入場者の記録の徹底等を行 う。

作業者は、豚舎への入場の際、手指の洗浄・消毒を含め、身体を衛生的に保ち、衣服の更衣、長靴の履き替え等の衛生対策を確実に実施する。また、 汚染の可能性のある手袋を装着した状態でドアノブ等に接触することがないよう、頻繁に洗浄・消毒・交換する。

新たに豚を導入する際は、導入元農場における疾病の発生状況を確認し、可能な限り農場から離れた場所又は農場内の隔離された豚舎で2~4週間(14~28日間)の健康状態の観察を行う。隔離豚舎がない場合、可能な限り既存の豚群から分離した豚房で健康状態の観察を行う。当該豚群の作業者は専従とし、資機材も専用のものを使用する。これが困難な場合は、作業順を調整する、資機材を洗浄・消毒して使用するなど衛生上の区分管理を行う。異状が見られた場合は、既存の豚群と接触させないよう管理する。

本病と類似したウイルス性状のTGEでは、海外では豚舎や飼料倉庫に侵入した野鳥によって農場間伝播が起きる事例が少なからずあるとの報告があり、我が国の発生農場において捕獲された野生動物から本病のウイルス遺伝子が検出され、伝播経路として疑われる事例も報告されている。これらを踏まえ、病原体の侵入及び感染拡大を防止するため、家畜の所有者は、食品残さも含め、屋外に飼料を露出させた状態にするなど、野鳥、ネズミ

等の野生動物を農場に誘引するような環境を作らないよう措置を徹底する。

今回の流行の際に実施した疫学調査の中で、食品残さ利用飼料を給与する際の加熱処理が行われていない事例が確認された。畜産物を含む食品残さの処理については、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(平成25年6月26日付け25消安第1193号農林水産省消費・安全局長通知)の(別添)第1に基づき、当該食品残さの原材料が既に同等の条件で処理され、その後、汚染のおそれのない工程を経て給与されていることが確認される場合を除き、70℃、30分以上又は80℃、3分以上の加熱処理をすることとされており、家畜の所有者は、食品残さ利用飼料を給与する際は、その原料の由来及び加工工程を確認するとともに、必要に応じて適切な加熱処理を行う。我が国における本病の流行において、系列農場間で感染拡大した事例が複数報告されていることから、従業員、資機材、車両等が共通している農場で発生が確認された場合、家畜の所有者は、直ちに他の同一系列農場で飼養する豚の異状の有無を確認するとともに、人、物、車両等の洗浄及び消毒の再徹底を行い、農場への本病の侵入防止策を講じる。

② 農場訪問者における対策

(獣医師、飼料運送業者、死亡獣畜取扱業者、運送業者、建設業者等) 飼養衛生管理基準に規定される農場の衛生管理区域に立ち入る獣医師、 家畜商(家畜運送集荷業者)、飼料運送業者、死亡獣畜取扱業者、運送業 者及び建設業者等(以下「立入業者等」という。)は、衣服の更衣、長靴 の履き替えに加え、前掛け、手袋、使用資機材等の交換又は消毒を励行す る。当該立入業者等が車両で農場に入場する場合、当該車両のタイヤ回り (タイヤの溝を含む)、タイヤハウス、運転席(マット、ペダル等)、車 両全体、手指及び靴底の念入りな消毒を行う。郵便配達、宅配業者、電気 ガス業者等、衛生管理区域に立ち入る必要がない者に対しては、農場の看 板等により衛生管理区域とそれ以外の区域との境界を確認できるように し、衛生管理区域に立ち入らせないようにする。

飼料運送業者は、飼料の運搬の際に利用するパレット及びトランスバッグについて、可能な限り農場専用とし、複数の農場で共用する場合は、洗浄・消毒を徹底する。

(3) 農場間の伝播防止対策

② 畜産関係施設における対策 (と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化 製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場での対応)

本病が流行している米国において、これまで実施された疫学調査の結果、 農場間伝播の主な要因の一つとして、家畜集合施設や出荷場所に立ち入っ た豚の運送車両を介した汚染が指摘されている。また、我が国においても、 家畜運送車両や畜産関係施設の出入口で採取した材料から本病ウイルスの 遺伝子が検出されている。このことに留意し、畜産関係施設は、本病の拡 散原因とならないよう、施設敷地内の洗浄・消毒をこまめに実施するとと もに、車両、作業者等の施設敷地内での動線の工夫により交差汚染を防止 し、入退場時に車両、靴底、手指、運転席の足下マット等の洗浄・消毒を 確実に実施できるようにする。また、受入時に死亡した豚は速やかに適正 処理を行う。

農場及び畜産関係施設に出入りする関係者は、複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の洗浄及び消毒を徹底する。特に、と畜場出荷後の家畜運送車両は、車両全体を洗浄及び消毒し、中でも荷台については出荷豚を下ろす際に他農場由来の豚糞便に汚染される可能性があることから、確実に洗浄及び消毒を実施した上で退場する。家畜防疫員は、実効性のある防疫措置を講じられるよう衛生部局等の関係者と協力し、定期的に畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な対応を講じる。

また、都道府県は、発生農場からの出荷を受け入れると畜場に対して、 洗浄及び消毒の徹底、敷料の区分管理、非発生農場との搬入方法の調整等、 交差汚染リスクを最小化する措置について指導し、実効性のある感染拡大 防止対策が講じられるよう、施設関係者と協力し、具体的な消毒の手順、 消毒薬の選択、使用方法等を示し、説明や指導を繰り返し行うなど、きめ 細かい対応を行う。

7. ワクチン~子豚損耗防止のためのワクチネーション~

農場における本病の対策は、衛生的な飼養管理や消毒によってウイルスの侵入 を防ぐとともに、ワクチン接種を励行してウイルスが侵入した場合における被害 を低減(子豚の損耗防止)することが基本となる。

農林水産省は、国内外における本病の流行に伴ってワクチンの需要が急増することに備え、ワクチンを安定的に供給するための体制作りに努めるとともに、海外の知見等も踏まえ、ワクチンに関する研究・検討を推進する。

(1) ワクチンの特徴

国内で市販されているワクチンは、妊娠中の繁殖母豚に2回接種してその血中に抗体を産生させ、分娩後、多量の抗体を含んだ乳汁(特に、常乳)を哺乳豚が十分に飲むことにより、哺乳豚の口から侵入したウイルスが腸管内で中和され、発症を阻止又は軽減させる。この防御機序から、ワクチンを接種した繁殖母豚に対する感染防止効果は期待できず、また、子豚や肥育豚にワクチンを接種しても効果は得られない。ワクチンの効果を十分に発揮させるためには、良好な畜舎環境の維持、ウイルスの侵入防止及びウイルス量の低減措置が重要となる。

(2) 家畜の所有者・畜産関係者による対策

家畜の所有者は、ワクチンの特徴を十分に理解し、次の点に留意して使用することが重要である。

① 用法・用量に従った使用

家畜の所有者は、管理獣医師等の指導に従い、妊娠中の繁殖母豚に対して適切な時期に2回の接種を行うなど、用法及び用量を厳守して使用する。

② 繁殖母豚の健康管理

ワクチンが効果を発揮するには、哺乳豚がワクチン接種を受けた繁殖母豚から常に哺乳できる環境を整えなければならない。このため、分娩舎を衛生的な状態に保つことや繁殖母豚のストレスを低減させる管理を行うなど、繁殖母豚の健康管理に努める必要がある。

また、分娩後は、繁殖母豚が十分に乳を出しているか、全ての哺乳豚が十分に乳を飲んでいるかを確認する。

③ 衛生的な飼養環境

子豚をウイルスに極力曝露させない対策が必要となる。特に、分娩舎では、日頃から清掃や消毒を徹底するとともに、排せつ物をこまめに適切に処理し、衛生的な飼養環境を維持する。あわせて、日々の飼養豚の健康観察を丁寧に行い、本病の早期発見に努めることも重要である。

④ ワクチンの継続的使用

ワクチンの活用により、本病の発生被害の低減が期待できることから、 平時から継続的にワクチンを使用することが望ましい。ただし、ワクチン は豚舎消毒等の日常的な飼養衛生管理と併せて使用することが推奨され、 ワクチンのみに依存した本病による損耗の防止は困難であることに留意す る。一度本病が発生した農場においては、農場内全体で症状がみられなく なった後でも農場内にウイルスが残存するおそれがあることから、妊娠母 豚へのワクチン接種を継続し(ブースター効果が期待される)、再発生の リスクを低減させることが効果的である。